

議案第 6 1 号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法関係事業者の指定等の申請に係る手数料を新設するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中8 その他証明等手数料を9 その他証明等手数料の表とし、7 狂犬病予防法関係手数料の表の次に次の1表を加える。

8 介護保険法等関係手数料

事務	単位	金額	備考
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合を除く。）に対する審査	1件	30,000円	
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合を除く。）に対する審査	1件	10,000円	
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件	30,000円	
介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件	10,000円	
介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合及び	1件	30,000円	

当該申請に係る事業所が地域密着型サービスと一体的にサービスを提供するために行う申請を同時に行う場合を除く。)に対する審査			
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合及び当該申請に係る事業所が地域密着型サービスと一体的にサービスを提供するために行う申請を同時に行う場合を除く。）に対する審査	1件	10,000円	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。